

令和5年4月25日

令和5年4月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月25日（火）午後2時から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場3階 南会議室
- 3 出席委員 （10人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和5年4月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、3番黒住委員、4番笠井委員、10番吉村委員、11番桑内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は2番久米委員と5番吉浦委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については6件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号68から73については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号68について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第23号、受付番号68について説明いたします。
4月14日に代理人である行政書士と田幡委員及び私の3名で、現地確認と聞き取りを行いました。
申請地の1筆には野菜が植えられており、外の4筆は耕耘された状態でした。
譲渡人は高齢で農作業をすることが難しく、今後の耕作等を踏まえ、現在耕作している子の譲受人に生前贈与を行うことになりました。
譲受人は兼業農家の期間を含めて50年にわたり水稻及び野菜を栽培し、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン、乾燥機を各〇台所有しております。
年齢的には、かなり高齢ですが、今後も継続的に農地管理ができると思われ、許可相当と判断します。
審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号68について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号68は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号69及び70については、譲受人が東高原に居住する同一人の農地の申請であります。
高原字東高原の担当であります8番藤井委員に、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第23号、受付番号69と70は、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

4月13日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

譲渡人は申請地を処分したいとのことで、隣接する農地で耕作している譲受人に売却することになりました。

受付番号69の申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇で、登記、現況とも畑、125㎡です。

受付番号70の申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇で、登記、現況とも畑、506㎡です。

譲受人は、現在、野菜栽培に従事しており、農業に必要な農機具はそろっています。

農地は、所有農地と申請地を合わせると〇〇〇〇㎡になります。

年間農業従事日数は、180日です。

受付番号69及び70は許可相当と考えますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号69及び70について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号69及び70は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号71について、浦庄字諏訪の担当であります黒住委員が欠席しておりますので、5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

5 番 議案第23号、受付番号71について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、4月14日に、笠井委員と私の2名で申請者に会い、聞き取り及び現地確認を行いました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、1,443㎡の内72.39㎡と、〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、257㎡のうち31.96㎡で5年間の賃貸借契約となっております。

借人は申請地を貸人に譲渡しましたが、その一部を借りて耕作するとのことです。

権利取得後の耕作面積は〇〇〇㎡となり、家族3人で野菜の作付けをいたします。

農業には、年間150日従事します。

農機具は、軽トラック〇台、管理機〇台を所有しております。

申請地は農地の一部ですが、筆界確認書で境界と地積が確認できます。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号71について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号71は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号72について、藍畑字西覚円の担当であります吉村委員が欠席しておりますので、9番中村委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

9 番 議案第23号、受付番号72について吉村委員に代わり代読いたします。

4月24日に中村委員と柴内委員、私の3名で、代理人である行政書士と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記及び現況が畑、501㎡です。

譲渡人は遺言により農地を相続いたしました。が、町外に居住し耕作が困難であることから、近所に居住する譲受人に譲ることとしたとのことです。

譲受人は、申請地で自家消費野菜を栽培する予定です。

申請地へは宅地を通して南から進入します。この宅地も譲受人と売買を行うため、農地への進入に問題はありません。

農機具は、トラクター、管理機、トラックをリースします。

譲受人は夫婦で耕作し、年間農業従事日数はそれぞれ100日です。耕作する農地が申請地だけであること、自家消費野菜の栽培であることから、農作業に必要な日数の従事であると思われま。

本件は許可相当と考えておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号72について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号72は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号73について、主たる申請地が字高川原の農地でありますので、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第23号、受付番号73について説明いたします。

4月14日に大西委員、井内委員、私の3名で、申請地に出向き、農地法第3条所有権有償移転の件で委任を受けた行政書士及び譲受人に会い、内容の聞き取りと調査を行いました。

譲渡人は県外に居住しており、譲受人が耕作を任されていたそうです。

この度、売買の話となり、譲受人の買い取りとなりました。

譲受人は農業に必要な農機具を揃えております。

農地は既に〇〇〇〇㎡所有しております。

農業には、妻とともに年間150日従事しており、農業従事要件を満たします。

許可相当と考えますので、皆様の審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号73について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号73は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、受付番号74について、石井字内谷の担当であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

1番 議案第24号、受付番号74について説明いたします。

4月14日に矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹、久米委員と私の5名で申請地に出向き、代理人立会いのもと、現地視察並びに聞き取りをして参りました。

申請地は、1,303㎡、登記は田、現況は畑となっております。

譲渡人は県外に在住し、今後農業をする予定がなく、このまま耕作放棄地となるよりも土地の有効活用のため、太陽光発電設備にかかる譲渡に至ったとのことです。

転用計画は、盛土を行わず、境界から50cm内側に四方をフェンスで囲み外部からの侵入を遮断し、雨水は地下浸透とします。除草については、防草シートを施工するものの雑草等を完全に押さえることはできないため、年数回、状況に応じて除草作業を行うとのことです。

申請書には土地改良区の意見書も添付され、隣接する住宅の住民に建設の承諾を得ております。

事業計画書には万が一、周辺地に影響が出た場合には、転用者が責任を持って解決すると明記されております。

許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号74の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま田幡委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が県外に居住し、耕作が困難であるため、農地を転用するものであります。

申請地は不陸整正後に防草シートを施工します。

周囲は、北側が道路及び水路、東側が住宅及び道路、南側は農地、西側は水路及び農地で、境界は擁壁等で区切られております。

雨水は地下浸透です。

境界の内側に余裕を見てフェンスを設置するとのことです。

除草については、年3回以上、適宜行うとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

以西土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社に売電します。グループ会社は経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約も締結されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号74について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号74は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号75について、石井字内谷の担当であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

- 1 番 議案第24号、受付番号75について説明いたします。
4月14日に久米委員と私の2名で申請地に出向き、代理人立会いのもと、現地視察並びに聞き取りをして参りました。
申請地は、753㎡、登記は田、現況は畑となっております。
譲渡人は体調不良に悩まされ、農地管理ができず困っており、手入れが回らない農地を有効利用するため、太陽光発電設備にかかる譲渡に至ったとのことでした。
転用計画は、盛土を行わず、境界から50cm内側に四方をフェンスで囲み外部からの侵入を遮断し、雨水は地下浸透とします。
除草については、防草シートを施工するものの雑草等を完全に押さえることはできないため、年数回、状況に応じて除草作業を行うとのことでした。
申請書には土地改良区の意見書も添付され、隣接する住宅の住民に建設の承諾を得ております。隣接する農地は全て譲渡人の所有であり、他の耕作者に影響を与えることはありません。
事業計画書には万が一周辺地に影響が出た場合には、転用者が責任を持って解決すると明記されております。
許可相当と考えますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号75の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま田幡委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が体調不良で、耕作が困難であるため、農地を転用するものであります。

申請地は不陸整正後に防草シートを施工します。

周囲は、北側と東側が住宅、南側と西側が道路です。

雨水は地下浸透です。

境界の内側に余裕を見てフェンスを設置するとのことです。

除草については、年3回以上、適宜行うとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

以西土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社に売電します。グループ会社は経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約も締結されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号75について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号75は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号76について、浦庄字国実の担当であります黒住委員が欠席しておりますので、5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いし

ます。

5 番 議案第24号、受付番号76について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、4月14日に矢部会長、加藤職務代理、片岡主幹、笠井委員と私で代理人に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記は田、現況は畑、1, 127㎡で有償移転です。

申請地の所有者は、近年体調不良に悩んでおり、満足に営農活動ができなくなり困っていたところ、土地の有効活用として、太陽光発電設備の設置を目的とする譲受人に譲ることとしたとの事です。

転用計画の概要は、全面に防草シートを張り雑草が生えないようにします。

周囲には擁壁があることから、周辺農地への影響はないものと考えます。

万が一、被害が発生した場合は、自己の責任で解決するのとのことです。

雨水は地下浸透で処理するため、隣接地に流入することはないとのことです。

麻名用水土地改良区の意見書も取得しております。

以上のことから、受付番号76は許可相当を思われます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号76の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま黒住委員の説明を吉浦委員が代読されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が体調不良で、耕作が困難であるため、農地を転用するものであります。

申請地は不陸整正後に防草シートを施工します。

周囲は、南側が道路、北側と東側及び西側が農地で、境界は擁壁等で区切られております。

雨水は地下浸透です。

境界の内側に余裕を見てフェンスを設置するとのことです。

除草については、年3回以上、適宜行うとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社に売電します。グループ会社は経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約も締結されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号76について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号76は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、3件受理しました。

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもって、令和5年4月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。

慎重審議ありがとうございました。